

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県水道広域化推進プラン」の策定に係る意見募集）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>（本編：全体）</p> <p>本素案に地震をはじめとする巨大災害による大規模長期断水を想定した記述がみられない事に呆れ果てるばかりである。「北上低地西縁断層帯」の地震では、盛岡広域・県南広域で「同時断水」が容易に発生しうる。また、千島海溝・日本海溝を震源とする巨大地震津波では、県北広域・宮古広域・沿岸南部広域の「同時断水」が一度に発生しうる。こういった、「巨大災害による超広域断水」を想定した素案を必ず作っておかなければ、本素案は「机上の空論」でしかない。ゼロベースで再考すべきと考える。</p>	<p>水道広域化推進プランは、急速な人口減少等により水道事業を取り巻く経営環境の厳しさが増す中で、持続的な経営を確保できるよう広域連携の可能性を探るため作成したものであることから、御意見のあった内容は記載されておりませんが、御指摘のとおり、大規模な災害により水道施設が被災した場合は、広域かつ長期の断水が発生する可能性があり、住民生活や社会経済活動に大きな影響を与えることから、あらかじめ対策を講じておくことが重要と認識しています。</p> <p>なお、御意見をいただいた内容については、各水道事業者が策定する危機管理対策マニュアルが基本になるものと考えますが、全国の水道事業者による相互応援（応急給水・応急復旧）のネットワークが既に構築されているほか、県では、岩手県地域防災計画に基づいて岩手県水道施設災害対応マニュアルを策定するとともに、新しいわて水道ビジョンにおいて、災害時相互応援協定の締結状況について記載しています。</p> <p>いただいた御意見については、次期水道ビジョンの策定や、今後、検討を進める水道基盤強化計画の策定の際に参考とさせていただきます。</p>	<p>D （参考）</p>

2	<p>(本編：全体)</p> <p>各圏域それぞれに今後の方針案（広域化推進案）を示すべき。各圏域それぞれの状況や将来シミュレーションを勘案したうえで、その圏域が取るべき手段、ソフト・ハードの連携方策、広域統合の方向、経営統合の方向などを明記すべき。各圏域の現状分析からいきなり個別シミュレーション（希望者のみの）へ飛んでいる。圏域ごとにどういった方向に進むべきかが記されていない。他県の広域化推進プランでは当然行っている。</p>	<p>御意見をいただいたとおり、垂直連携や水平連携についてもシミュレーションの選択肢となるものですが、本県では、地勢上の制約などにより地域によっては広域連携が難しい状況があるほか、連携の内容によってはメリットが得られないものもあります。</p> <p>水道広域化推進プランでは、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めていますが、策定後は同プランに掲げた具体的取組を中心に検討を進めることとしており、本県では、より実現可能性を高められるよう、市町村等の意向を踏まえて広域連携シミュレーションを実施し、本プランの取りまとめを行いました。</p> <p>なお、本県では、今後、水道基盤強化計画の策定に向けた検討を進める予定としていますが、厚生労働省の「水道基盤強化計画作成の手引き」によれば、同計画の策定に当たっては、「計画区域全体における水道事業等の全体最適化の構想を描くことが重要」とされています。</p> <p>また、この手引きでは、計画区域における「基盤の強化の目標を設定するとともに、基盤の強化に向けた実現方策の概要を記載する」ととされていることから、いただいた御意見を踏まえるとともに、有識者の御意見も伺いながら、水道基盤強化計画の策定に取り組んでいきます。</p>	D (参考)
3	<p>(本編：広域連携シミュレーションと効果) p23～</p> <p>広域連携シミュレーションについて全体としてトーンがかなり薄いものとの印象。岩手県の現況、将来を考えると他県よりも厳しいことは間違いない。全国的に見ても厳しい方に位置している。もっと踏み込むべきであったと考えられる。</p> <p>希望調査に応じたものだけとなっているが、県が、実際に考えられる垂直連携、水平連携等（もちろん合意形成は必要だが）を設定してシミュレーションすべき。垂直水平連携のシミュレーションが1つも無い。他県では実際にやっている例がある。</p> <p>例えば、一度白紙となった盛岡広域の広域統合や奥州金ケ崎の垂直統合、また、奥州金ケ崎地区と岩手中部水道企業団との統合、沿岸南部地域の施設共同化及び統合、宮古市を中心とした沿岸中部の施設共同化及び統合など。</p> <p>また、シミュレーションまではしなくとも沿岸中部、沿岸南部の経営統合、県南地区の経営統合（西和賀、遠野を含めた）、一関と宮城県大崎地区の経営統合などについての検討及び方針に書き込むことが必要と考えられる。</p>	<p>御意見をいただいたとおり、垂直連携や水平連携についてもシミュレーションの選択肢となるものですが、本県では、地勢上の制約などにより地域によっては広域連携が難しい状況があるほか、連携の内容によってはメリットが得られないものもあります。</p> <p>水道広域化推進プランでは、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めていますが、策定後は同プランに掲げた具体的取組を中心に検討を進めることとしており、本県では、より実現可能性を高められるよう、市町村等の意向を踏まえて広域連携シミュレーションを実施し、本プランの取りまとめを行いました。</p> <p>なお、本県では、今後、水道基盤強化計画の策定に向けた検討を進める予定としていますが、厚生労働省の「水道基盤強化計画作成の手引き」によれば、同計画の策定に当たっては、「計画区域全体における水道事業等の全体最適化の構想を描くことが重要」とされています。</p> <p>また、この手引きでは、計画区域における「基盤の強化の目標を設定するとともに、基盤の強化に向けた実現方策の概要を記載する」ととされていることから、いただいた御意見を踏まえるとともに、有識者の御意見も伺いながら、水道基盤強化計画の策定に取り組んでいきます。</p>	D (参考)

4	<p>(本編：現状・将来見通しと課題) p19 最大 41 万円が年額だということがわかりにくい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下下線部のとおり追記修正します。 「最大で<u>年額</u>約 41 万円となります。」</p>	<p>A (全部反映)</p>
5	<p>(本編：広域連携シミュレーションと効果) 本案（素案）33 ページにある「施設維持管理業務」の共同委託について、<<民営化>>のデメリットについて記していないのは不審をおぼえる。民営化の可能性と危険について記すべきであるとする。</p>	<p>「施設維持管理業務の共同委託」については、現在、委託又は直営で実施している同業務について、共同で委託することにより委託費用を抑制することを目的とするものであり、新たに「民営化」を行うものではありません。また、今回のプラン策定に当たり、「民営化」のシミュレーションを希望する水道事業者はありませんでした。</p> <p>なお、官民連携の手法としてコンセッション方式（施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式）など新たな仕組みが創設されており、多様な選択肢が広がっているものと考えていますが、各水道事業者が、自らの事業環境を踏まえ、官民連携に限らず、将来にわたって水道事業を安定的に運営できる手法を選択することが重要であると認識しています。</p> <p>コンセッション方式のような官民連携の手法については、本県のように、中山間地などの条件不利地域においても有効に機能するかなど、全国の先行事例も踏まえ、様々な観点から慎重に検討されるべきものと考えています。</p>	<p>D (参考)</p>

6	<p>(本編：広域連携シミュレーションと効果) p43～</p> <p>水道広域化交付金の対象になるケースがあるのであれば、交付金を入れた場合の財政効果も示すべき。例えば、表3-28が交付金対象となるのであれば、八戸圏域水道企業団にも効果額が生ずることになる。</p>	<p>水道の広域化事業に関する補助金は、「事業開始後5年以内に事業統合又は経営の一体化を実現すること」が採択基準とされています。また、施設共同化事業に関する補助金についても、「将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する」事業であることが採択基準とされています。</p> <p>この点について、本県の今回の広域連携シミュレーションでは、複数の経営主体が一つになる「事業統合」や「経営の一体化」に関する水道事業者からの実施希望がなかったことから、それらを前提としていないため交付対象外となります。</p> <p>いただいた御意見については、今後、市町村等の意向も踏まえ、「事業統合」や「経営の一体化」について検討する際に参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

7	<p>(資料編：将来推計方法の概要) p8</p> <p>生活用水以外の割合は盛岡広域の割合が感覚的にはしっくり来る。半分近くになっている数値の詳細がないので根拠が分からない。</p>	<p>本県の水道事業における実績有収水量について、「岩手県の水道概況」から、実績データを生活用と生活用以外（業務・営業用、工場用、その他）で整理して集計したデータを用いて、生活用有収水量に対する生活用以外有収水量の割合を圏域別に計算したものです。</p> <p>有収水量の推計は、先に「生活用」有収水量の推計を行った後、当該推計値に対して、「生活用」有収水量に対する「生活用以外」有収水量の比率（2018（平成 30）年度実績値）を乗じることで「生活用以外」有収水量を算出しています。</p> <p>このため資料編 8 ページでは、「有収水量全体」に対する割合ではなく、「生活用有収水量」に対する割合を記載しています。</p> <p>なお、本プランに記載した比率とは異なるため参考となりますが、有収水量全体に対する生活用以外有収水量の割合の過去の実績値は、年度により異なるものの県全体で 0.254～0.274 です（2009（平成 21）年度～2018（平成 30）年度）。</p>	F (その他)
8	<p>(資料編：将来推計方法の概要) p10</p> <p>国土交通省「建設工事費デフレーター」を使用とあるが、簡易ツールのデフレーターと違いはあるか。違いがあるとすれば、水道に特化した簡易ツールのデフレーターの方が良かったのではないか。</p>	<p>御意見をいただいたデフレーターについて、簡易支援ツールで使用している国土交通省「建設工事費デフレーター」と同じものであることから、違いはありません。なお、推計時点において、国土交通省のウェブサイトに公表されている最新のデータを使用しました。</p>	F (その他)

9	<p>(資料編：将来推計方法の概要) p23</p> <p>長期前受金戻入 岩手中部水道企業団の「広域化にかかる補助分」は長期前受金戻入から除外すべきだったと考えられる。</p> <p>全般的な話として 長期前受金戻入を考慮すると当然損益が良くなるが、キャッシュフローベースでは依然厳しい状態が現実である。甘い収益予測となってしまうので長期前受金戻入を考慮したものと除外したものの2バージョンとすべきであったと考えられる。</p> <p>現時点で重要管路以外の補助制度は無く、特に施設更新に関する補助制度は無いため現行制度では長期前受金戻入の根拠が薄い。</p>	<p>長期前受金戻入については、過去に交付を受けた施設整備に係る補助金等を整備後の一定期間を通して収益化する会計処理であるため、御指摘のとおりキャッシュフローベースでの収入を伴うものではありません。</p> <p>将来の補助金の交付については御指摘のとおり不確実性がありますので、御意見として承り、広域連携策の実施に向けて、より詳細な検討を実施する際に参考とさせていただきますが、整備に係る工事費等についても、整備後はキャッシュフローベースの支出を伴わないものの、一定期間を通して減価償却費として費用化されることから、整備に係る工事費等のうち、過去に補助金等を収受した部分についても、その見合いとして収益計上しなければ、将来の適切な収益予測は出来ないと考えます。</p>	D (参考)
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)